

○消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)(平成 28 年 4 月(平成 30 年 1 月改訂)国税庁消費税軽減税率制度対応室)

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 60 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正法附則 34①一ロ、改正令附則 3②一)。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正令附則 3②二)。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)が一食につき 640 円以下であるもののうち、その累計額が 1,920 円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640 円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています(平成 28 年財務省告示第 100 号)。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500 円≦640 円	550 円≦640 円	500 円≦640 円	640 円≦640 円	= 2,190 円(1,550 円)
(累計 500 円)	(累計 1,050 円)	(累計 1,550 円)	(累計 2,190 円)	

夕食は、一食につき 640 円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が 1,920 円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500 円≦640 円	550 円≦640 円	500 円≦640 円	640 円≦640 円	= 2,190 円(1,690 円)
(累計 500 円)	(累計 1,050 円)	累計対象外	(累計 1,690 円)	

(飲食料品の提供に係る委託)

問 63 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っています。当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています(改正法附則 34①一ロ、改正令附則 3②一)。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません(軽減通達 13)(問 60(有料老人ホームの飲食料品の提供)参照)。

○有料老人ホーム等において行う飲食料品の提供の消費税の取扱い

消費税法・消費税法施行令	消費税法施行規則等
○消費税法(昭和六十三年法律第八号)(抄) (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。 別表第一 (第二条関係) 一 飲食料品 (食品表示法 (平成二十五年法律第七十号) 第二条第一項 (定義) に規定する食品 (酒税法 (昭和二十八年法律第六号) 第二条第一項 (酒類の定義及び種類) に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。) をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。) の譲渡 (次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。) イ (略) ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供 (老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十九条第一項 (届出等) に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。) 二 (略) ○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄) (飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等) 第二条の四 (略) 2 法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供 (財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。) とする。 一 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十九条第一項 (届出等) の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム (次号に掲げる施設に該当するものを除く。) 当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者 (財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。) に対して行う飲食料品の提供 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第六条第一項 (登録の申請) に規定する登録を受けた同法第五条第一項 (サービス付き高齢者向け住宅事業の登録) に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供 三～七 (略)	○消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)(抄) (有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲) 第一条の二 令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 六十歳以上の者 二 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第十九条第一項 (市町村の認定) に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者 三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者 (前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) ○消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準(平成二十八年財務省告示第百号)(抄) 消費税法施行令等の一部を改正する政令 (平成二十八年政令第四百十八号) 附則第三条第二項 (有料老人ホーム等の施設の範囲等) に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者 (以下「設置者等」という。) が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供 (同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。) の対価の額 (消費税法 (昭和六十三年法律第八号) 第二十八条第一項 (課税標準) に規定する対価の額をいう。以下同じ。) が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準 (平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号) 別表第一の一(1)に規定する金額 (同表第一の一の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。) 以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供 (基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。) をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。 ○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)(抄) 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一 食事療養 1 入院時食事療養 (Ⅰ) (1 食につき) (1) (2) 以外の食事療養を行う場合 640 円 (2) 流動食のみを提供する場合 575 円 注 (略) 2 (略)